

附 則（昭和六〇年一二月二四日法律第
一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第七条から第九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)
抄六号

9
この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 (経過措置)
第一條から第四条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為又はこれらの規定の施行の際に都道府県知事に対して行つている許可の申請その他の行為で、これららの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対しても行つた許可の申請その他の行為とみなす。

〔施行期日〕
一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条から第四条まで及び次項から附則第四項まで 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(施于明日) 附 則 七〇号 (昭和五四年一二月二十五日法律第抄

(罰則に関する経過措置)

(施行期日)

この法律中、第一章の規定及び次項の規定は
地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律
第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施
行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部
を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改
正規定の施行の日から施行する。

(政令の施行)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関して必要な経過措
置は、政令で定める。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
第二条 （諸問等がされた不利益処分に関する経過措置）この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手續を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前例による。

（施行期日）
九号抄 附則（平成五年一月一日法律第八
はつじては、当該各規定の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(罰則に
関する経過措置)**

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。
附 則（平成八年六月二一日法律第九一
号）
この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成一〇年五月八日法律第五五
号）
少

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例に

（「申請等の行為」という。）に対する改正後のそれぞれの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十七条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。）

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされていなかった場合の行為（以下この条において「未認可等の行為」という。）は、

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(その他の処分、申請等に係る経過措置)

師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第一項、狂犬病予防法第五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十二条、歯科技工士法第二十七条の一、臨床検査技

定（同法第二百五十一条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六

第一 条 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五
条、節名並びに二款及び款名を加える改正規
則、同法第二百五十九条の第一項ニ係る部分

第一百二十二条 (罰則の適用に関する経過措置)

この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 本法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則抄(平成二三年六月二三日法律第七〇号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から
(施行期日)

施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自

の法律の公布の日又はこの法律の公布の日
のいずれか遅い日から施行する。

○五号
（施行期日）抄

第一条 この法律は公布の日から施行するただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

卷之二十一

第二条第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自

治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並

ひは別表第一
騒音規制法（昭和四十三年法律
第九十八号）の頃、都市計画法（昭和四十三

年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四

十四年法律第三十八号)の項環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市

街地における防災街区の整備の促進に関する

法律（平成九年法律第四十九号）の項並に別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第

三十八号) の項、公有地の拡大の推進に関する

る法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供

給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法）

律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律

第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七
七条から第十九条まで、第二十二条(児童福

社法第二十二条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の二十九、第二十四条の十七、第二十四条の八及び第二十四条の三十六の改正規定に限り、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限り）、第二十三条规定に限り、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条、第三十八条（水道法第四十六条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第三四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限り）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限り）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限り）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十二条まで、第二十七条第四十九条及び第五十条の改正規定に限り）、第一百三条、第一百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く）、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限り）、第一百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限り）、第一百二十条（都市計画法第六条の一、第七条の一、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十四条の二及び第一百四十二条の改正規定に限り）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第

九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都
市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定

を除く。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第六十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条（被災市街地復興特別措置法第五十二条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十一条、第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。

る。」の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第

二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九条、第一百二十一条の二及び第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（旅館業法の一部改正に伴う経過措置）

十九条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法（以下この条における「新旅館業法」という。）第三条第三項第三条第八項の改正規定に同じ。又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める施設は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める施設とみなす。

第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第四条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準とは、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第五条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準とは、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定（公布の日）
- 二 附 則（令和五年六月一四日法律第五二号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の旅館業法（以下この条及び次条において「新旅館業法」という。）第四条の第一項の規定による協力の求め（同項第三号に掲げる者にあっては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項及び次条第三項において同じ。）の施設における特定感染症（新旅館業法第二条第六項に規定する特定感染症をいう。）のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、過去に旅館業の施設において第一条の規定による改正前の旅館業法第五条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、新旅館業法第五条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（旅館業法の一部改正に伴う経過措置）

特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。都道府県知事（保健所を設置する市又は

は、当分の間、新旅館業法第三条の一第一項の規定により當業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

2 営業者（新旅館業法第三条の二第一項に規定する當業者をいう。）は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。）を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとす。

3 新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅館業の施設に宿泊を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者（施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。）については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月二三日法律第六六号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。